

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10（1998）年から年間3万人を超える深刻な状態でしたが、平成21（2009）年以降は7年連続で減少しています。しかしながら、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）は世界の主要先進7か国の中では最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えるという状況にあります。

本市の平成28（2016）年の自殺死亡率は大幅に減少したものの、平成24（2012）年から平成27（2015）年までの4年間は、全国や栃木県を上回っている状況となっています。本市では、自殺対策の一環として、自殺の要因となる様々な悩みを相談できる「こころの相談」や自殺を考えている人に気づき必要な支援につなぐゲートキーパーの養成等に取り組んでいるところです。

こうした中、平成18（2006）年に自殺者数の急増に対処することを目的として制定された自殺対策基本法は、平成28（2016）年に改正され、各都道府県及び市町村は自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

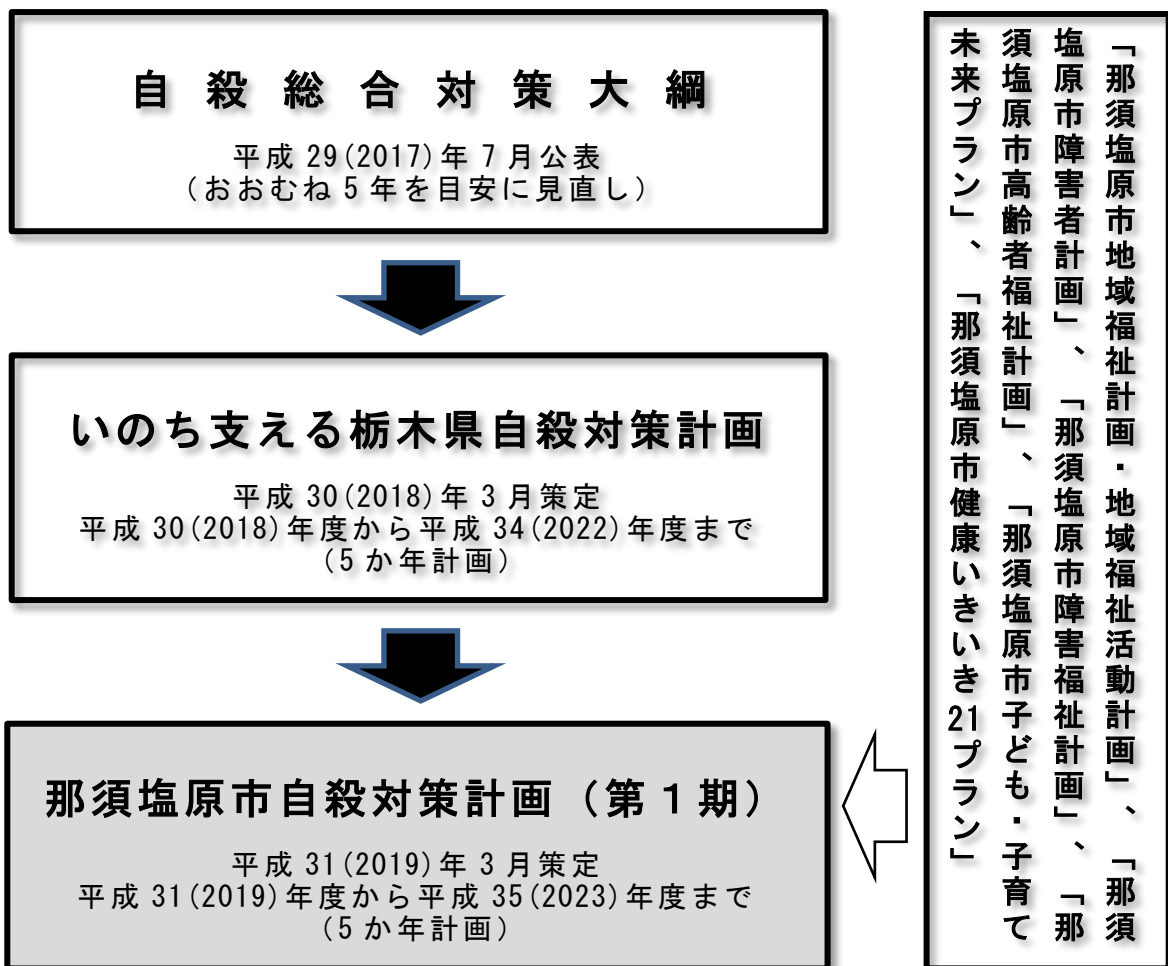
自殺対策を効果的に推進するには、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連分野が連携し、本市の実情を踏まえた総合的な取組が必要なことから、「那須塩原市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法（以下「法」という。）第13条第2項に規定される「市町村自殺対策計画」であるとともに、国の「自殺総合対策大綱」（以下「国大綱」という。）や栃木県の「いのち支える栃木県自殺対策計画」（以下「県計画」という。）、市内の自殺の実態を踏まえて策定します。

また、「那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「那須塩原市障害者計画」、「那須塩原市障害福祉計画」、「那須塩原市高齢者福祉計画」、「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」、「那須塩原市健康いきいき21プラン」との整合性を図ります。

○各種計画等との関連性について



法第13条第2項（抜粋）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

国大綱は、おおむね5年を目安に見直しが行われることから、国の動向や自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえるため、本計画の推進期間は平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
国	自殺総合対策大綱						
県		いのち支える栃木県自殺対策計画					
市			那須塩原市自殺対策計画（第1期）				